

別表 地域猫活動協力基準

1 地域で、活動実施の合意を得る

- ① 地域での協力者、代表者を選任する。
- ② 会合等で地域住民に活動内容を説明する。
- ③ この活動を行う旨を地域住民に回覧板等で周知する。

2 飼い猫の適正飼育の啓発

- ① 地域住民代表等が猫の飼い主に対し、不妊去勢手術、屋内飼育、所有者明示（首輪に迷子札をつける）の実施を啓発する。

3 飼育管理のための準備

- ① 地域住民が、エサを与える場所・方法、担当する人を決める。
- ② 猫のトイレの設置場所、清掃などの管理をする人を決める。
※ 普段その地域でエサを与えている人と共に考えます。
- ③ 手術等の費用を確保する。

4 生息数を確認

- ① エサを食べにくる猫の数を確認し、その猫に所有者がいないことを確認する（写真などで確認、調査期間を一週間程度）
※ その猫たちを「地域猫」とします。

5 毎日の飼育管理

- ① 決められた場所と時間にエサを与える。
- ② エサの管理・ふん尿の処理・健康状態の確認を行う。
- ③ エサやりの管理、エサ場の清掃を行う。
- ④ トイレの設置、清掃を行い、糞尿トラブルを防止する。
- ⑤ 地域住民は、飼育管理を行う際に、地域を巡回し、適宜、周辺の清掃を行うとともに、猫が遺棄されないようにパトロールする。

6 猫の捕獲・不妊去勢手術の実施

- ① 地域猫を捕獲する。
- ② 地域猫の不妊去勢手術を実施し、目印として片方の耳をV字にカットする。
- ③ 元の場所に戻し、地域猫として管理する。

7 飼育管理の継続

- ① 毎日の飼育管理（ステップ5）を継続していく。
- ② 地域住民に継続的な周知活動を行うとともに、トラブル発生時にはその解決に努める。